古賀市立中学校における
部活動の地域移行等推進について

答申

令和７年３月２７日

古賀市部活動地域移行等検討委員会

目次

１．はじめに

２．現状と課題

３．基本方針

４．基本方針の実現に向けた具体的施策について

５．提言

１．はじめに

古賀市部活動地域移行等検討委員会は、古賀市立中学校の学校部活動（以下「部活動」とする。）において、持続可能な運営主体の在り方、新たな部活動の在り方、指導者確保等、生徒の多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営体制を構築するための計画策定のために必要な事項について調査審議し、答申を行うものである。

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒同士及び生徒と教員間での好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、それらの活動を支えてきた教員については、専門性や意思に関わらず、校長からの依頼やこれまでがんばってきた生徒のことを考えて顧問を引き受けているものも多くおり、生徒や保護者からの多様な要望に応えつつ、教材研究や生徒指導を行っていくことは難しいと考える教員も増えており、顧問を教員が務める現状の指導体制のまま部活動が存続し続けることは難しい状況にある。

このような状況のもと、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動に関する体験の機会を確保するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

この現状を踏まえ、令和２年に文部科学省から部活動の段階的な地域移行（※１）について示されて以降、令和４年８月までに開催された地域移行に関する検討会議の提言を経て、同年１２月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が通知され、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間と位置付けて、部活動の段階的な地域移行・地域連携（※２）を進めることとされた。

古賀市では、国の「改革推進期間」における地域クラブ活動の推進に向け、令和５年１２月から令和７年３月までに５回の「古賀市部活動地域移行等検討委員会」を開催し、部活動を取り巻く環境の変化を背景に、学校と地域が連携・協働し、生徒の未来を育むという意識のもと、地域における多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備することを目的として、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立に向けた、部活動の地域展開（※３）の取組を進めるための答申をまとめるものである。

２．現状と課題

部活動は、体力や技術の向上を図るほか、異年齢との交流、生徒同士、生徒と教員・外部コーチなどとの好ましい人間関係の構築を図り、生徒の自主的な活動の場で責任感や連帯感などを育成してきた。

しかし、部活動に参加する生徒数は令和３年度をピークに徐々に減少し、１０年後には多様化する生徒の趣味を加味した部活動を中学校のみで実施していくことは困難であると考えられ、部活動を学校以外の活動の場へ展開させる手立てを検討する時期に差し掛かっていると言える。

部活動のみに所属する生徒、クラブ（スクール）（※４）のみに所属する生徒及びそのいずれにも所属する生徒に対して実施したアンケートでは、いずれも「練習の日数や時間を増やしてほしい」と回答する生徒が最も多くいた。また部活動にもクラブ（スクール）にも所属していない生徒に対して実施したアンケートでは、４５．２％がいずれにも所属していない理由として「やりたいことがない」と回答している。このように自分の興味のある活動に関しては時間をかけて取り組みたいと考える生徒がいる一方、やりたいことがみつからないという生徒も存在しており、多様な機会にふれることができる社会教育において「体験の機会の確保」の必要性を感じる結果となっている。

一方で、これまでの部活動を献身的に支えてきた教員に実施したアンケートでは、部活動の地域展開によって保護者の経済的負担や活動場所までの移動の困難さから活動を続けられない生徒がでてくるのではないかと新たな課題を懸念しつつも、経験したことのない競技等の指導の困難さ、審判技術向上のための勉強や練習試合についての他校との調整などにより、教員本来の業務である教科指導のための教材研究や生徒支援、担任業務や校務分掌などに支障が生じている実情が読み取れ、４９．３％が部活動の指導が大変厳しいと回答するなど、教科指導等の本来担うべき業務と部活動の指導との両立が困難な状況だと言える。

さらに、保護者に対して実施したアンケートでは、部活動に対する要望として、練習の日数や時間の増加、専門の指導者から教えてもらいたいという意見や保護者負担（当番制や送迎など）の軽減等を望む意見が多くあった。その他にも親世代が経験してきたことをもとに学校や教員が主体となって部活動を運営していくことを希望する意見もあり、部活動の運営に対する学校の考えと保護者の考えとで大きく異なっている現状がある。このため、今後の部活動の在り方を考えるに当たっては、保護者をはじめ、地域の理解を十分に得るとともに、部活動の地域展開にとどまらず、古賀市の子ども達の文化・スポーツの振興をどうするのかを考える機会を通して、古賀市がめざす「明るく元

気に交流し合うスポーツ活動」や「豊かな心をはぐくむ文化芸術活動」の普及と促進ができると考える。

３．今後の古賀市立中学校における部活動の基本方針

児童生徒、保護者及び教員へのアンケート結果やこれまでの部活動が果たしてきた役割を踏まえると、部活動には教育的意義があることは認めつつも、少子化や教員の働き方改革が今後一層進展していくことを考慮すると、従前と同様に専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの体制で部活動を維持していくことは困難であると考えられる。生涯にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、学校と地域・保護者が連携・協働し、部活動から地域クラブ活動へ段階的に展開することが必要であると考え、以下の３つの基本方針のもと実現に向けた具体的施策を示す。

≪基本方針≫

⑴　令和１０年９月をめどに、部活動は地域クラブ（※５）やクラブ（スクール）へ地域展開を目指し、生徒の多様な体験活動の場とする。

⑵　生徒の多様な体験活動の場としての地域クラブを整備するとともに、その活動を行う環境を速やかに整備する。

⑶　地域クラブやクラブ（スクール）に加入しない生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、第２次古賀市スポーツ推進計画が目指す「子どものスポーツ機会や環境の充実」を図るとともに、第２期古賀市文化芸術振興計画が目指す「豊かな心を育む文化芸術活動の促進」を図る。

４．基本方針の実現に向けた具体的施策について

⑴　令和１０年９月をめどに、部活動は地域クラブやクラブ（スクール）へ地域展開を目指し、生徒の多様な体験活動の場とする。

①　現在、部活動に加入している生徒ができる限りスムーズに移行できるよう、令和７

年度から３年間かけて段階的な展開を目指すこと。

② 生徒の多様な体験活動の場を部活動から地域クラブやクラブ（スクール）へ地域展開することについて生徒及び保護者への発信を随時行うこと。

③ 令和７年度から生涯学習推進課や文化課が中心となった、古賀市部活動地域移行等推進委員会（仮称）等、庁内に地域展開を推進する体制を整備すること。

④ 中体連及び中文連の大会参加については、学校単位の参加から地域クラブやクラブ（スクール）単位での参加へ移行すること。

⑵ 生徒の多様な体験活動の場としての地域クラブを整備するとともに、その活動を行う環境を速やかに整備する。

① 中学校施設の優先利用の段階的移行と部活動の休養日の段階的変更を一体的に実施することで、地域クラブの活動の場を確保すること。

② 中学生の活動の受け皿となる地域クラブを整備し、大学生やスポーツボランティア、専門学校生、保護者など様々な方に参加していただき、指導者の発掘を行うとともに、地域クラブを継続的に支えていく仕組みづくりを検討すること。

③ 地域クラブについては、これまで小学生を中心に活動していた団体が中学生を受け入れるパターンやもともと中学生を受け入れていた団体が地域クラブとなるパターン（既存団体ベース）、新たに中学生を受け入れる団体を立ち上げるパターン（新規団体ベース）を中心に発掘を進めていくこと。

④ 地域クラブの円滑な運営のため、会計責任者の設置に関することや指導者に係る人件費の補助、大会出場に係る補助など古賀市教育委員会として支援を検討すること。

⑤ 条件によっては地域クラブにおける生徒の指導を希望する教員も一定数いるため、指導に携われるよう、兼職兼業の仕組みを整備すること。

⑥ 地域クラブ運営に当たっては、持続可能な運営基盤とするためにも、行政からの支援だけに頼ることなく、適切な保護者負担金の設定を検討すること。

⑦ 保護者負担を軽減するためにも施設の優先利用に係る減免措置を検討するとともに、地域クラブが活動しやすい施設整備を進めること。

⑶ 地域クラブに加入しない生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する。

① 部活動の地域展開を目指す令和１０年９月以降に、地域クラブに加入していない生徒のスポーツ・文化芸術活動を支援するため、総合スポーツクラブ（仮称）と総

合文化クラブ（仮称）を各校に立ち上げるなど、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむこと、楽しむことを選択できる体制を構築する。

② 実施回数や時間など、部活動の延長とならないよう教員の働き方改革にもつながるような仕組みを整備すること。

５．提言

古賀市部活動地域移行等検討委員会において、本答申を検討する際の各委員の意見をもとに提言として取りまとめたので、答申とともに報告する。

⑴ 部活動を学校から地域へ展開していくことについての保護者を含めた地域への発信を必要に応じて行うこと。

保護者アンケートからは、部活動の日数や時間を増やすことや保護者負担（当番制や送迎など）の軽減を望む声があり、また、学校や教員主体で部活動を運営してほしいというような意見をいただいている。しかしながら、部活動の地域展開を行ううえでは、保護者を含む地域全体で生徒の育ちを支えることについて、保護者の理解、協力が不可欠であり、スポーツ・ペアレンティング（※６）の視点も大切にしたい。

保護者や地域の方々に「今こそ保護者や地域の出番だ」と捉えていただけるよう、保護者や地域への周知を繰り返し行うことが必要である。

⑵ 地域連携から地域展開へと段階を踏んだ移行も検討すること。

現在、古賀市内では６人の部活動指導員（※７）を任用し、部活動を地域の方に指導していただいており、さらに教員と連携して部活動を指導していただいている部活動外部指導員（※８）もいる。このように既に地域と連携した運営をしている部活動については、地域展開の可能性を検討すること。また、教員だけで部活動の指導をしている場合は、地域展開を検討する前に部活動指導員を任用するなど地域連携を検討し、段階を踏んだ移行を検討すること。

⑶ 地域クラブの整備を推進すること。

令和１０年９月を目標に部活動の地域展開を進めるにあたり、令和７年４月からの３年４ヶ月間は移行期間として、部活動と地域クラブやクラブ（スクール）が併存する期間になる。この期間中にこれまでの活動時間・回数を確保しようとすれ

ば、部活動と地域クラブやクラブ（スクール）の両方に所属する必要が生じる。この時に生徒が所属できる地域クラブやクラブ（スクール）が無ければ、部活動の地域展開の目的でもある「機会の確保」がなされなくなる。

可能な限りスムーズに地域展開を進めていけるよう、社会体育団体や生涯スポーツ団体を活用しながら地域クラブの整備を推進することが必要である。

※１　地域移行とは

生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を学校部活動から地域クラブ活動へ、実施主体を学校から地域へと転換していくこと。

※２　地域連携とは

学校の部活動において、部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等を活用すること。

※３　地域展開とは

従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた部活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくことをより明らかにするため、「地域移行」の名称を変更したもの。

※４　クラブ（スクール）とは

既存のクラブチームや習い事のこと。

※５　地域クラブとは

スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び福岡県の策定した「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」に則った運営体制や活動内容の団体のこと。

※６　スポーツ・ペアレンティングとは

子どもがスポーツをする際に、保護者が子どもの成長や精神的なサポートを重視し、健全なスポーツ環境を作る役割を担うこと。

※７　部活動指導員とは

中学校の部活動において、専門的な技術指導、大会等への引率を行う人のこと。

※８　部活動外部指導員とは

外部指導者は、教員と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う人のこと。